

卸電力市場の競争環境整備と 最近の状況について

平成23年2月16日

0. はじめに

- 第4次電気事業制度改革においては、卸電力市場の競争環境を整備するため、時間前市場の創設や取引ルールの改善等が提言され、卸電力取引所において具体化、実現されている。
- 第4次電気事業制度改革の検証と評価についても、卸電力取引所において実施されているが、当省においても、卸電力市場における事業者リスクの低減に資する時間前取引、先渡取引の活性化(新たな取引方法による先渡取引制度)、卸電力市場の公平性を担保するための取引市場監視の検証と合わせ、卸電力取引所の取引の大きなシェアを占めているスポット取引について検証を実施した。
- エネルギー基本計画において、「当面の目標として、年間約30億kWh(2009年)に留まる取引実績を、常時バックアップからの移行も含め、3年以内に2倍程度に引き上げることとし、そのための具体策を検討する。また、当面の目標の達成状況も踏まえつつ、引き続き卸電力市場の活性化を推進する」こととされていることを踏まえ、常時バックアップの分析を行い、また、卸電力取引所における取引のみならず、卸電力市場全体についても論点整理を行った。

<参考1>

エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)

第3章. 目標実現のための取組

第2節. 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現

4. 電力・ガスの供給システムの強化 (2) 具体的な取組 ③卸電力市場の活性化

当面の目標として、年間約30億kWh(2009年)に留まる取引実績を、常時バックアップからの移行も含め、3年以内に2倍程度に引き上げることとし、そのための具体策を検討する。また、当面の目標の達成状況も踏まえつつ、引き続き卸電力市場の活性化を推進する。

<参考2>

「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月取りまとめ)

3. 発電・卸電力市場の競争環境整備

(4)取引量の増加目標

卸電力取引所の取引実績が小売販売電力量の約0.2%にとどまっている中、取引メニューの充実や取引ルールの改善等の制度改革を実効あるものとするためには、流動性の向上を図るべく、取引量の増加に関する目標を関係者間で共有することが必要である。このため、卸電力取引所の取引の厚みが、常時バックアップの取引所取引への移行の主な条件として議論されてきた[注14]こと等を踏まえ、常時バックアップの動向も見極めながら、例えば、現行の取引量に常時バックアップの移行に十分な量を追加した水準を将来的に目指すことを関係者間で共有することが重要である。

一般電気事業者・発電事業者・PPSからは、本分科会において各々積極的に卸電力取引所の取引を活用する旨の表明がなされたところであり、こうした将来目標の達成に向けて、各事業者の積極的な活用を期待するとともに、特に発電容量で圧倒的なシェアを有する一般電気事業者には、取引量増加に向けた相応の努力を期待する。

また、こうした将来目標等を踏まえ、取引所取引について参加者の入札状況及び取引量を定期的に検証するとともに、小売自由化範囲の拡大を再検討する際に、改めて卸電力取引所に期待される役割の達成状況を検証し、必要があれば改善策を検討することが適当である。

1-1. 時間前取引(1)

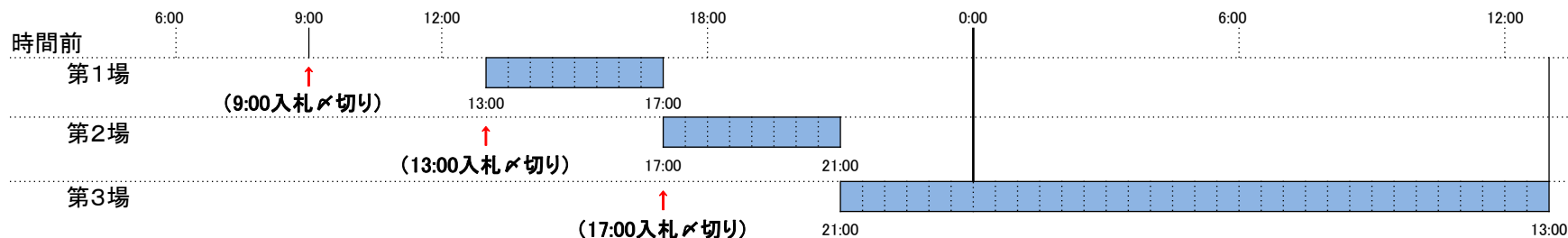
【第4次電気事業制度改革における提言】

○現在、諸外国と異なり取引所の取引メニューが限定的な我が国においては、前日計画(注)策定後に発電不調や需要急増等により不測の需給ミスマッチが生じた場合、発電事業者やPPSが卸電力市場を通じて電源を調達することはできないことから、これら事業者リスク低減に資する「時間前市場」を創設することが適当であるとされた。

○この提言を受け、平成21年9月に卸電力取引所の時間前市場が開設された。

(注)電力システムの安定性の確保(需給バランス確保、潮流状況把握)のために、系統利用者が電気の受渡し日の前日12時までに一般電気事業者の送電・系統運用部門に提出することとされている電気の需給、発電及び連系線利用に関する計画

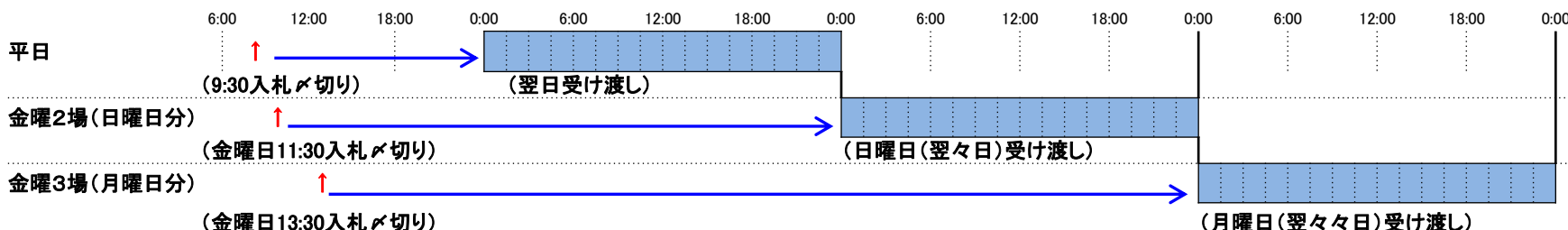
時間前取引の仕組み



*それぞれの場の4時間前まで入札可能。

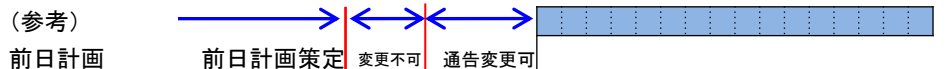
*時間前取引は、土日祝の取引(例:土曜日13:00~月曜日13:00分)は実施していない。

スポット取引の仕組み



*スポット取引は、土日祝日等の前日は最大3日分を約定する。

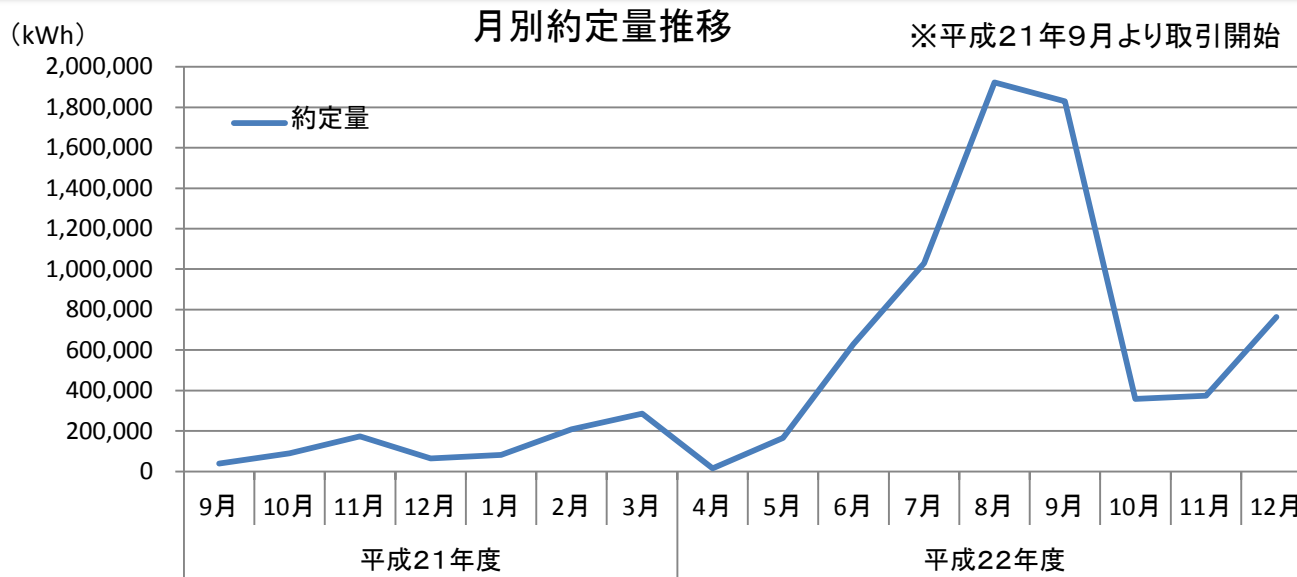
*祝休日が連続する場合も2場、3場がある。



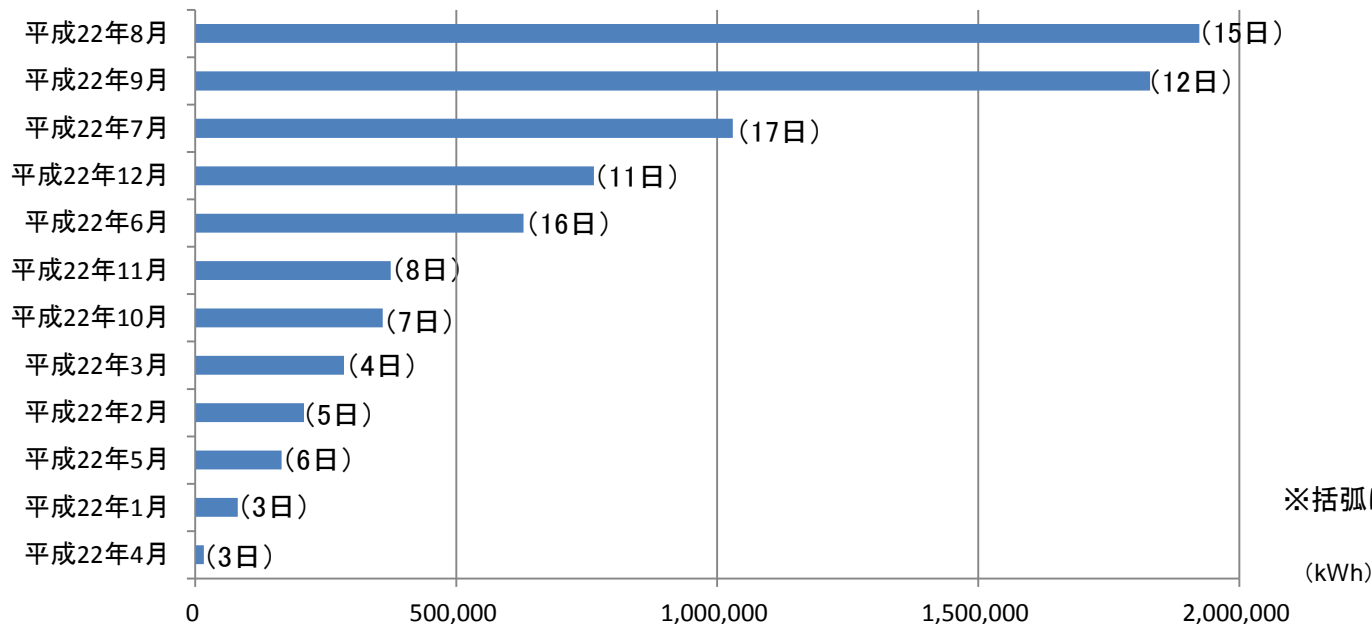
(12:00前日計画提出期限)

*スポット取引は、前日計画策定後の需給の変動(自社調達電源の不調等)に対応することが困難である。

1-1. (参考)時間前取引の実績について



月別シェア順(約定量) 平成22年



1-1. 時間前取引(2)

【時間前取引の評価】

- システム利用者が作成する系統利用計画は、前日の12時までに提出することが必要であるが、前日の9時30分のスポット取引締め切り後に発生した自社調達電源の不調や、急激な気温の変化による需要急増に対しては、市場で対応できる取引が無かったため、時間前取引が開設されたものである。
- このように、時間前取引は発電不調等に利用されることを前提に開設されたものであるが、卸電力取引所会員に対するアンケートの回答結果によれば、31社中21社(約70%)が、創設の目的が果たされていると評価している。
- 卸電力取引所においては、約定率88%の実績をもって、買い手ニーズを概ね充足していると評価しているところである。夏場における約定量の増大は、スポット取引後の需要急増や発電機の立ち上げ時の不調等によるものと考えられる。
- OPPSからは、調達量は確保出来ているという一方で、約定価格が割高といった意見があるものの、変動範囲外インバランス料金より低い水準にある。また開設から1年数ヶ月間であり、確定的な評価を行うことは難しいものの、全体としては、時間前市場の開設については、概ね所期の目的は達成されていると評価できるのではないか。
- OPPSからの要望として多かったのは、時間前市場の土日開設と発電機の立ち上げ時の不調が多い月曜午前中の取引であった。卸電力取引所においては、土日開設の検討を行った経緯はあるものの、引き続きニーズを探りつつ、システム、人件費等のコストとの関係を踏まえて検討を再開することや、現在、卸電力取引所内で検討が行われている、取引所会員を対象とした発電バランシンググループを試験的に実施していくといったことが当面の対応として必要ではないか。

1-2. 先渡取引の活性化(新たな取引方法による先渡取引)(1)

【第4次電気事業制度改革における提言と対応】

○卸電力取引所において提供されている取引メニューのうち、先渡取引はスポット取引に比して低調であることから活性化が求められる。その実現のため、取引参加者のニーズを踏まえた商品の多様化、決済や託送手続の改善等の方策を具体的に検討することが必要であり、現在、卸電力取引所において検討が行われている託送申込みや、決済などの事務手続きを取引所が代行・仲介する新たな先渡商品群を追加導入する方向について、先渡取引の活性化に向けた検討が進展し、早期に活性化策が実施されることを期待するとされた。

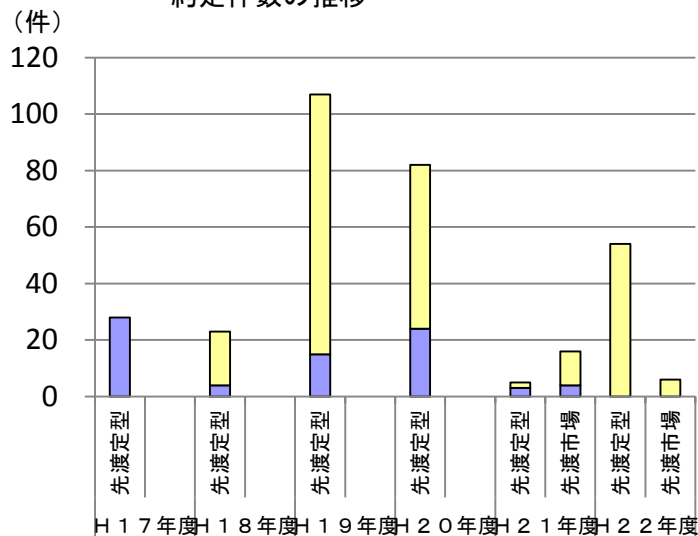
○この提言を受け、先渡市場取引(新先渡取引)は平成21年4月に開設された。

新旧の先渡取引の相違

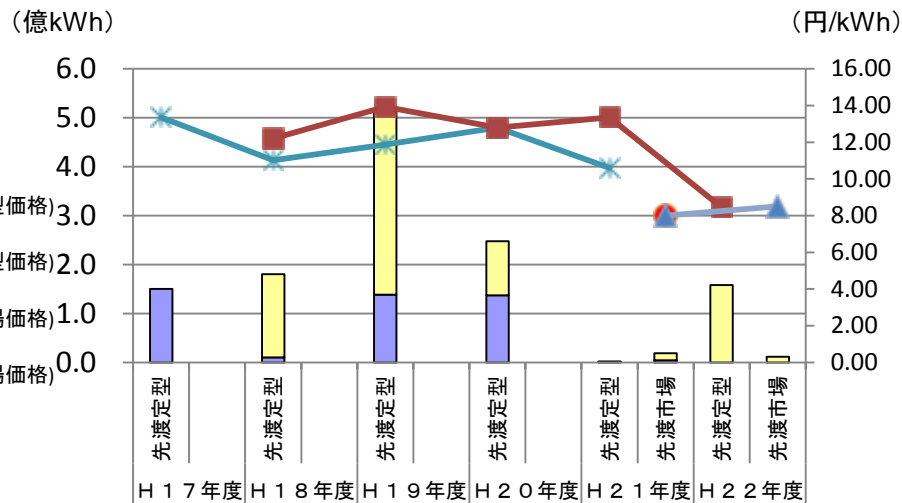
区分	先渡定型取引	先渡市場取引(新先渡取引)
取引開始日	平成17年4月2日	平成21年4月6日
取引商品	向こう1年間に受け渡される電気の、1ヶ月、1週間を1単位とした取引 ①月間型(暦月の1ヶ月単位)の 24時間型又は昼間型(平日のみの8:00~22:00) ②週間型(1週間単位)の 24時間型又は昼間型(平日のみの8:00~22:00)	
相対契約	必要	不要(先渡定型取引の匿名性を高めた取引)
引き渡し	当事者が託送契約の申込みを行い、送電することによって受渡し。	売買両者共にスポットに玉出し、スポット市場を通じて受渡し。(入札は取引所が代行)
決済不履行	売り手・買い手間で個別に行う	取引所が仲介
入札開始	①月間型:受渡対象月の前年同月の最初の営業日から ②週間型:受渡期間初日の属する月の前々月20日から	
入札〆切り	①月間型:受渡対象月の前々月の19日まで ②週間型:最初の受渡日の9営業日前	
取引単位	〇30分単位で500kW時を1単位とし、単位数の上限はない。	
連系線可否判定	価格が折り合った売買の都度(先着順に1件ずつ逐次処理)が送電可能であるか電力系統利用協議会に確認の上で約定	約定時点では連系可否の判定は行わない(スポット取引と同じ)
入札方法	ザラバ方式 ・価格と量が折り合ったものから逐次約定する方式 ・入札者は、他の参加者の入札状況を確認しながら入札できる。	

1-2. (参考)先渡取引の実績について

先渡取引(先渡定型、先渡市場取引)における
約定件数の推移

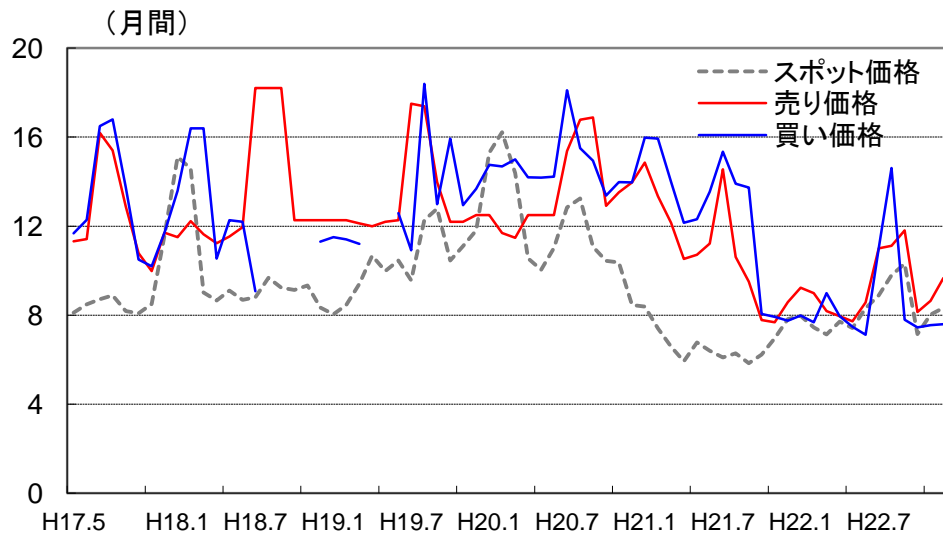


先渡取引(先渡定型、先渡市場取引)における約定
量(棒グラフ)及び約定価格(折れ線グラフ)の推移



先渡取引の入札価格

※約定価格は加重平均
※約定がない場合、価格はゼロと表示



※グラフは、先渡定型、先渡市場取引を合わせたもの。
売り価格は最安値を、買い価格は最高値を示す。

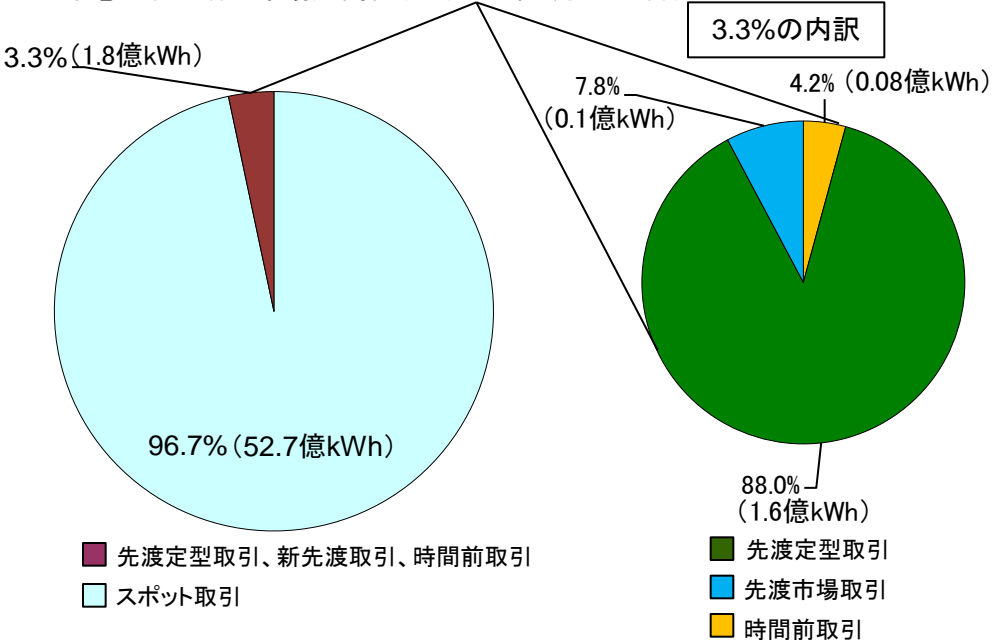
1-2. 先渡取引の活性化(2)

【先渡取引の評価】

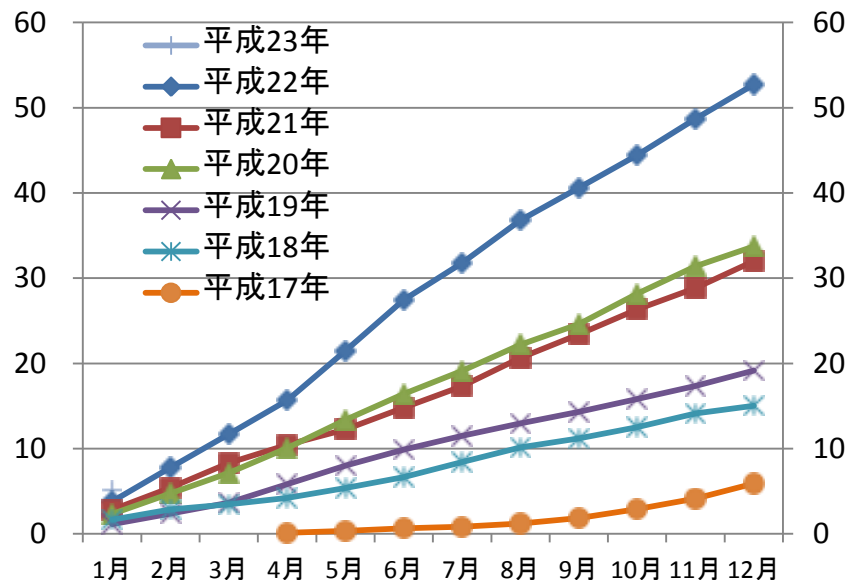
- 先渡定型取引(従来の取引)は、スポット取引に比較して取引が低調であったことから、託送申込みや決済などの事務手続きを卸電力取引所が代行・仲介し、約定した電気の受渡しを匿名のままスポット取引を通じ、代金精算を取引所が仲介する新たな先渡商品群として平成21年4月に先渡市場取引が開設されたものである。
- 卸電力取引所会員に対するアンケートの回答結果によれば、先渡取引を主要な調達手段または調達手段の一つとしていると回答した事業者は18社あるが、満足に行く約定結果が得られたと回答した事業者はおらず、満足に行く約定結果が得られていないと回答した事業者は4社である。
- また、先渡定型取引は、平成21年度に比較し平成22年度(4月～12月)は増加しているものの、先渡市場取引は平成21年度の創設以来、低調な傾向が続いており、先渡市場取引の目的の一つであった事務手続き簡素化の効果といった観点で、適正な評価が難しい状況である。
- 低調な理由の一つとしては、前ページのグラフに示されているように、売買入札の価格差乖離が影響(総じて、売り入札価格に対して、買い入札価格が低いため約定できない。)していることが要因と考えられる。加えて、買い入札が存在しない時期があることも約定が成立しない要因と考えられる。
- 売り価格の最安値、買い価格の最高値ともに、全体としてスポット価格より高い水準で推移しているところ、本データのみでその要因を判断することは困難であるが、引き続き、取引参加者には先渡取引への継続的な入札が期待される場所である。
- 今後、エネルギー基本計画において掲げた「当面の目標として、年間約30億kWh(2009年)に留まる取引実績を、常時バックアップからの移行も含め、3年以内に2倍程度に引き上げる」ことを達成するためには、先渡取引を含めた卸電力取引所の取引全体が、常時バックアップからの移行を含め、より一層の先渡取引の活性化が図られていくことが重要ではないか。
- PPS等の取引会員からは、先渡取引の使い勝手の改善や、1年契約やピーク対応等の取引(商品)が要望されている。その一方で、商品の多種多様化は、取引が分散化し、取引の厚みに影響を与える可能性があるとの意見があり、ニーズが直ちに取引の厚みに結びつくかは断定できないものの、卸電力取引所は、会員の動向を踏まえた現状分析を重ねつつ、商品構成の見直しや取引参加者の使い勝手の向上も含めて一層の取引の厚みを図っていく方策を継続的に検討することが必要ではないか。

1-3. スポット取引の実績について

卸電力取引所の市場別割合 (平成22年1月～12月)

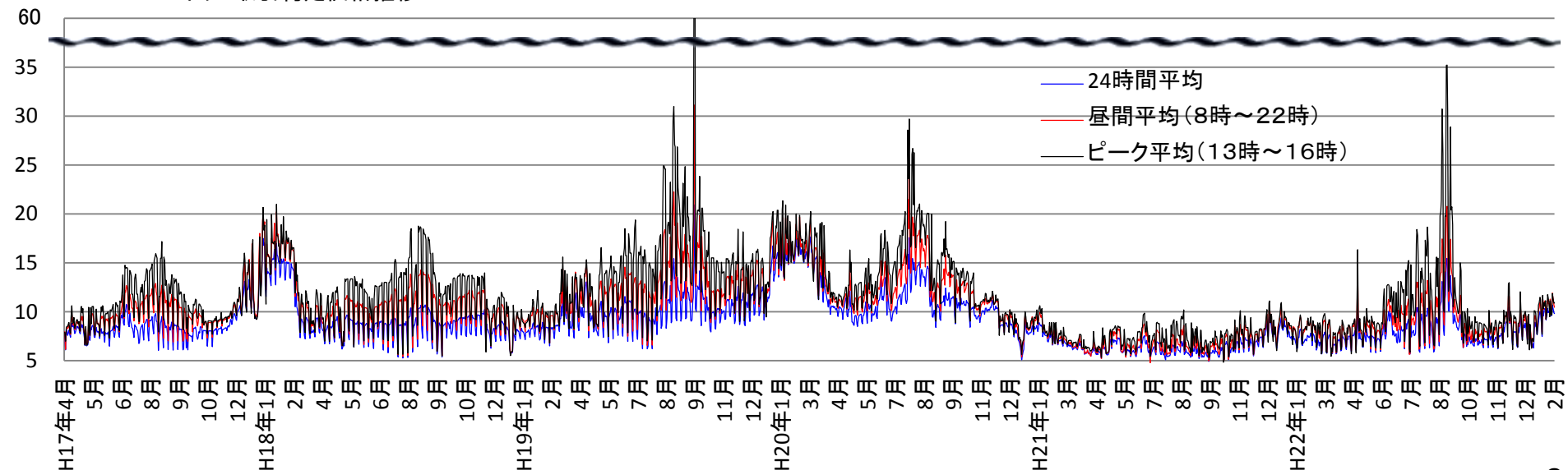


(億kWh) スポット取引約定実績



※: グラフは、月々の約定量を1月から順次積み上げたもの。

(円/kWh) スポット取引約定価格推移



1-3. スポット取引の評価について

- 卸電力取引所は、平成15年の第3次電気事業制度改革において創設が提言され、全国規模で供給力が確保できることと、事業者のリスクマネジメント機能の強化を図ることができることが、期待される効果として掲げられていた。スポット取引は、第4次電気事業制度改革において、取引所取引について参加者の入札状況及び取引量を定期的に検証する、とされていること、卸電力取引所の取引の大きなシェアを占めていることから、その取引状況について検証を行った。
- スポット取引の約定量は、平成17年に開設して以来、毎年順調に増加してきており、平成22年の約定量は約53億kWhと、対前年比で1.6倍になっている。
- 価格としては、需要期であった昨年8月が8.95円/kWh(24時間平均。以下同じ。一昨年は6.08円/kWh)であり、需要が少ない昨年10月では6.95円/kWh(一昨年は5.98円/kWh)、直近の1月では9.07円/kWh(昨年は7.69円/kWh)と、前年と比較すると、やや高めの状況であったが、過去に比べると相対的に低い水準となっている。
- アンケート等において電気事業者からは、スポット取引における電源調達(及び販売)に関しては、約半数の事業者がほぼ期待通りの量を調達(又は販売)出来ており、概ね一定の評価がなされている。その一方で、PPSの約3分の1は、取引の厚みが十分でないことから、時折価格が急上昇することをリスク要因として挙げ、取引活用時の課題としている。また、卸電力取引所の排出係数が相対的に高いことも指摘されている。
- エネルギー基本計画には、「当面の目標として、年間約30億kWh(2009年)に留まる取引実績を、常時バックアップからの移行も含め、3年以内に2倍程度に引き上げる」ことが掲げられているが、スポット取引が常時バックアップを代替することも期待できること、スポット取引の厚みが年々増してきていることから、常時バックアップからの移行を含め、より一層の取引の活性化を図っていくことが重要ではないか。

1-4. 卸電力取引所の市場監視の状況について

【第4次電気事業制度改革における指摘の概要】

○卸電力取引所においては、現在、不公平な取引の監視や支配的事業者の行動の検証を行っているが、監視機能の強化等を求める意見が表明されていることを踏まえ、市場監視について取引所と規制当局の間で様々な形の役割分担が行われている海外の事例等も参考にしつつ、市場監視の徹底に必要な方策について、詳細制度設計の中でさらに検討を行うことが必要である。

【詳細制度設計を受けた経済産業省の対応】

○詳細制度設計においては、卸電力取引所による自主監視を基本としつつ、卸電力取引所に対しては、より実効性のある監視手法を追求するよう提言された。同時に経済産業省に対しても、市場監視・取引監視を担う役割が求められたことから、卸電力取引所が実施している市場監視について確認を実施した。

○具体的に、卸電力取引所は、毎週行っている市場監視の結果を四半期毎にまとめてレポートを作成、公表しているところであるが、取引所が実施した市場監視についてその検証方法の確認を行った。

【卸電力取引所における市場監視の状況について】

○卸電力取引所における市場監視、検証は次の2種類がある。

① 市場取引監視委員会における監視(平成17年4月から実施)

卸電力取引所における取引の公平性、及び公正な価格形成を図るため、市場において不公正な取引が行われていないか監視する

② 市場取引検証特別委員会における検証(平成17年4月から実施)

卸電力取引所における取引の流動性を確認するため、取引参加者の売買の入札量等を検証する。

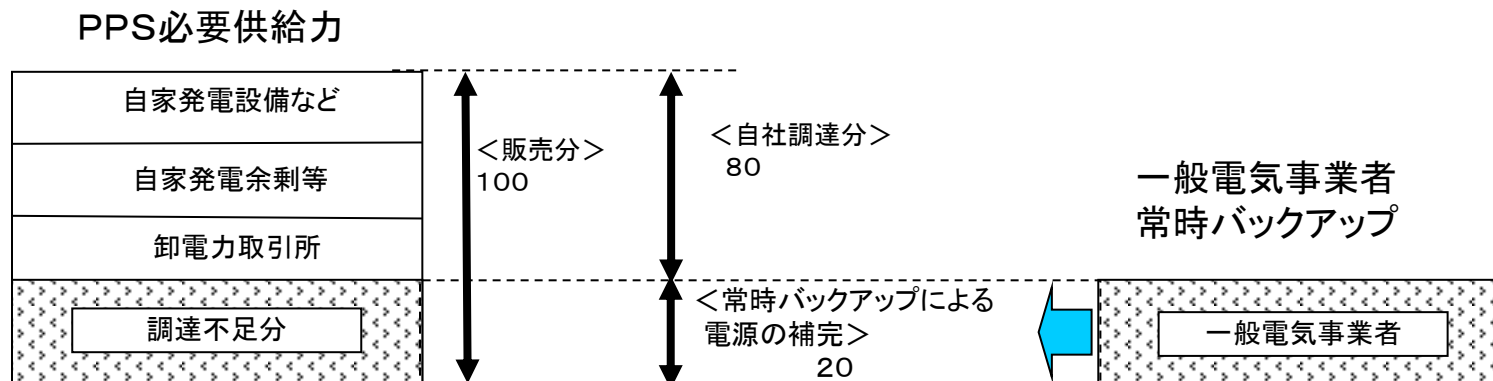
【卸電力取引所における市場監視のあり方について】

○卸電力取引所は私設任意による会員組織で構成されていることから、その運営は当該法人に委ねられることが基本であるが、卸電力取引所の取引量も増加する中で、卸電力取引所自身が行政機関との適切な役割分担の下、その取引の公平性・公正性を監視する者として検証を行っていくことは引き続き重要である。こうした中で、監視機関である委員会は卸電力取引所の内部組織に属しているが、市場監視体制の中立性、透明性の確保や、検証の実施に伴う独立性の確保について再点検を行うことが必要ではないか。

2-1. 常時バックアップの取扱い

- 常時バックアップとは、「適正な電力取引についての指針」を踏まえ、PPSが需要家に対して電力供給を行う一方、供給力が不足している場合に、一般電気事業者から継続的に卸売での供給を受けることをいう。常時バックアップ契約は、電気事業法の規制対象外であるが、適正な電力取引についての指針において、料金等の条件についてその考え方等が示されており、実態としては典型的に定められている。
- 常時バックアップは、従来の電気事業分科会の審議においては、卸電力取引所の取引に移行すべきとの方向性は示されているものの、PPSにとっては引き続き主要な電源調達手段であり、取引所が代替できる状況になっていない、と整理されてきた。(制度改革評価小委員会報告書(平成18年5月22日)等)
- 他方、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)においては、常時バックアップからの移行を含め、取引所の取引実績を3年以内に2倍程度にすることを当面の目標とし、具体策を検討することとされている。
- こうした状況を踏まえ、一般電気事業者へ報告徴収を行うなど、常時バックアップの現状について情報収集・分析を行ったところである。

(以下のケースでは、PPSが需要家に100販売するのに供給力を80しか調達できない場合に、不足分20を常時バックアップによる電源の補完として一般電気事業者より卸売りを受ける)



2-1. (参考)常時バックアップの考え方

【制度改革評価小委員会報告書(平成18年5月22日)抜粋】

第1章 2. (3)PPSの電源調達の選択肢

(略)PPSは、自社以外からの卸電力の購入に依存する割合が大きい。PPSの電源調達先の選択肢としては、自社保有電源、自家発電設置者、一般電気事業者からの常時バックアップ、卸電力取引所、IPP・卸電気事業者などが考えられるところであるが、

- ・自社保有電源については、新規建設に一定の時間を要する。
- ・自家発電設置者については、あくまで自家消費分が優先するため、PPSの要望に応じて、余剰電力の販売量を増やすことは必ずしも容易ではない。
- ・IPP・卸電気事業者については、一般電気事業者との間で長期契約を結んでいるため、PPSに売るためには契約変更が必要になる。などの制約があるところ。従って、PPSとしては、取引所取引を活用しつつも、一般電気事業者からの常時バックアップに依存せざるを得ない状況である。なお、常時バックアップは卸電力取引所における取引に移行すべきとの方向性については、意見の一致が見られるところであるが、その際は、卸電力取引所における取引が十分に厚みのあるものであること、市場支配力の行使の検証をはじめとして市場監視が十分になされていることなどの条件が整うことが必要になると考えられる。

【適正な電力取引についての指針(平成21年3月31日改定)抜粋】

一般電気事業者による新規参入者への供給のうち、常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていない。新規参入者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所の創設に伴い、今後は、取引所に移行していくことが期待されている。ただし、そのためには、卸電力取引所における取引が十分に厚みのあるものであること及び市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

卸電力市場は、卸電力取引所における取引量がいまだ多くないなど、十分に整備されているとはいえない。常時バックアップは、現状では、新規参入者にとって引き続き主要な電源調達手段となっており、卸電力取引所での取引等によってこれを代替できるような状況にはない。また、一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備の大半を確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越えて競争がほとんど行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

【エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)抜粋】

第3章 第2節 4. (2)③卸電力市場の活性化

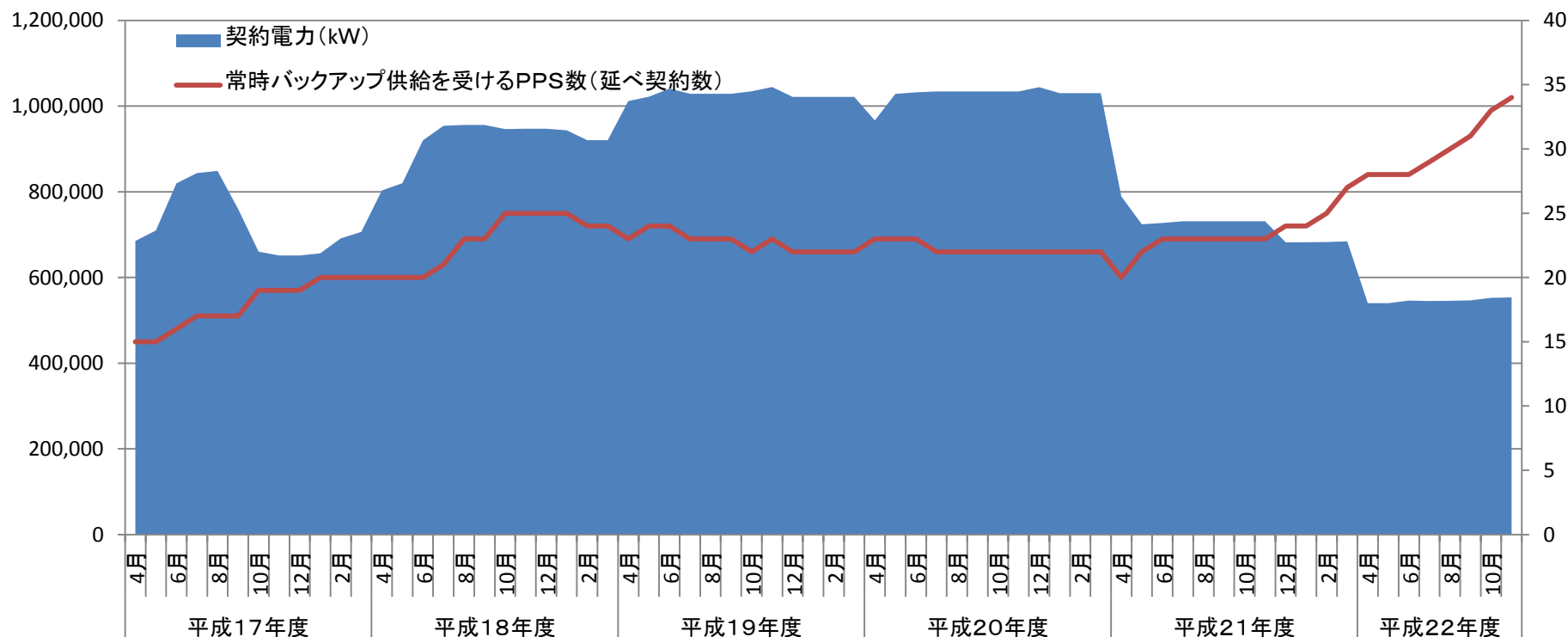
当面の目標として、年間約30億kWh(2009年)に留まる取引実績を、常時バックアップからの移行も含め、3年以内に2倍程度に引き上げることとし、そのための具体策を検討する。また、当面の目標の達成状況も踏まえつつ、引き続き卸電力市場の活性化を推進する。

2-2. 常時バックアップの利用状況(契約電力の推移)

- 常時バックアップの契約電力の合計は平成19年度、20年度に100万kWを超えたものの、平成21年度以降減少し、平成22年11月時点では約55万kWとなっている。
- 常時バックアップを取り止めるPPSもいる一方で、PPSの供給エリアの拡大や新規参入したPPSが増えていることなどから、常時バックアップを新たに利用するPPSは近年増加傾向にある。
- なお、平成22年11月時点で電力小売事業を行っているPPSは28社であるが、うち、常時バックアップを利用しているPPSは14社、延べ34契約となっている。

◎常時バックアップ契約電力の推移と常時バックアップ契約を締結しているPPSの数(延べ契約数)

(kW)

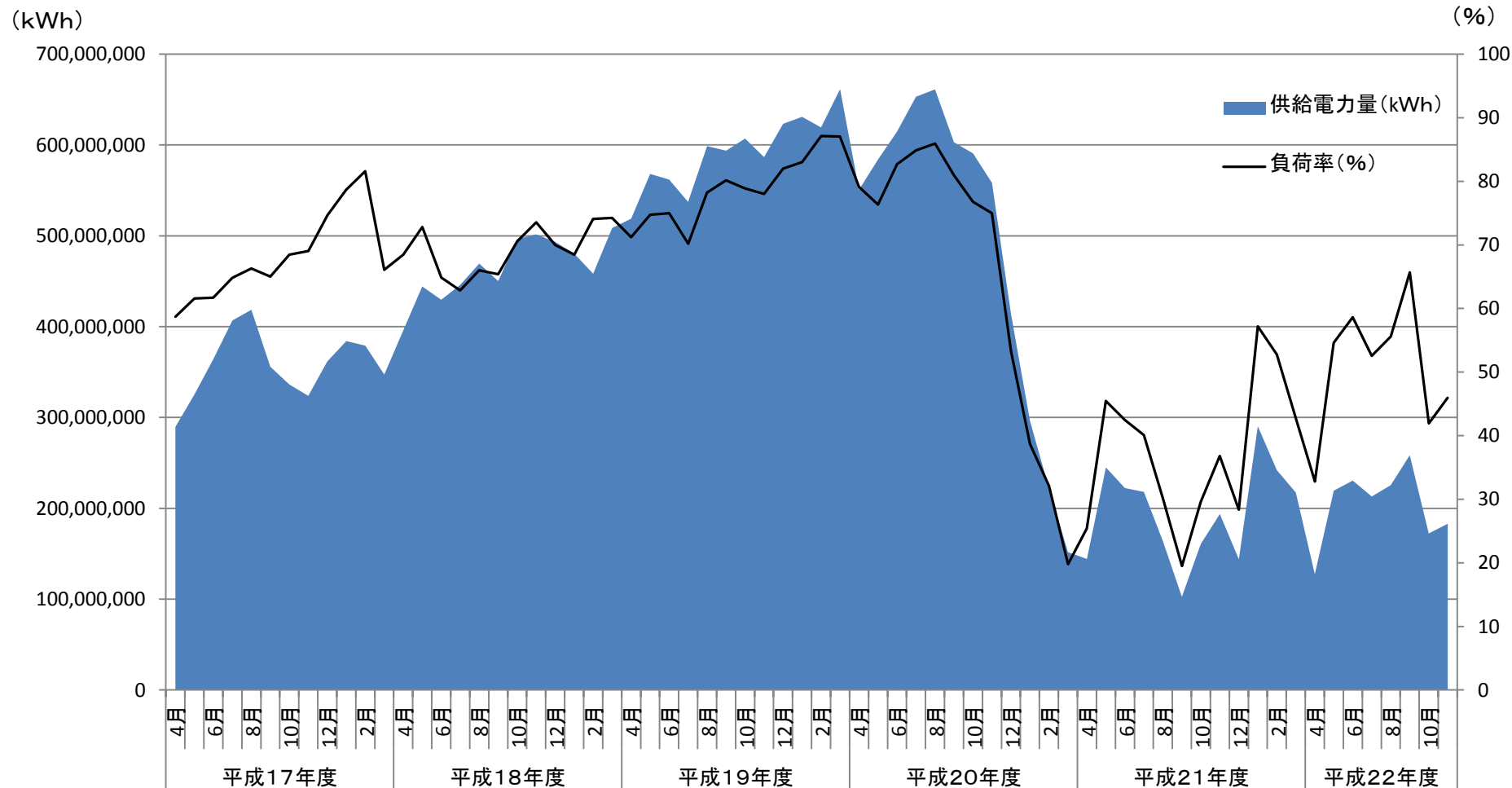


※なお、常時バックアップは一般電気事業者の供給区域ごとに契約締結されることから、PPS1社で複数の常時バックアップ契約を締結していれば、その分複数カウントしている。

2-3. 常時バックアップの利用状況(供給電力量、負荷率の推移)

- 常時バックアップの供給電力量は、平成20年半ばまで増加傾向にあり、ピーク時は6億kWh/月を超えていたが、近年では大きく減少し、2億kWh/月程度で推移している。
- 常時バックアップの契約電力に対する利用量の割合(負荷率)は、卸電力取引所が取引を開始した以降も60%を超えていたが、平成20年半ば頃から、供給量と連動し低下しており、ほとんどのPPSにおいて低下している。

◎常時バックアップ供給電力量と負荷率の推移

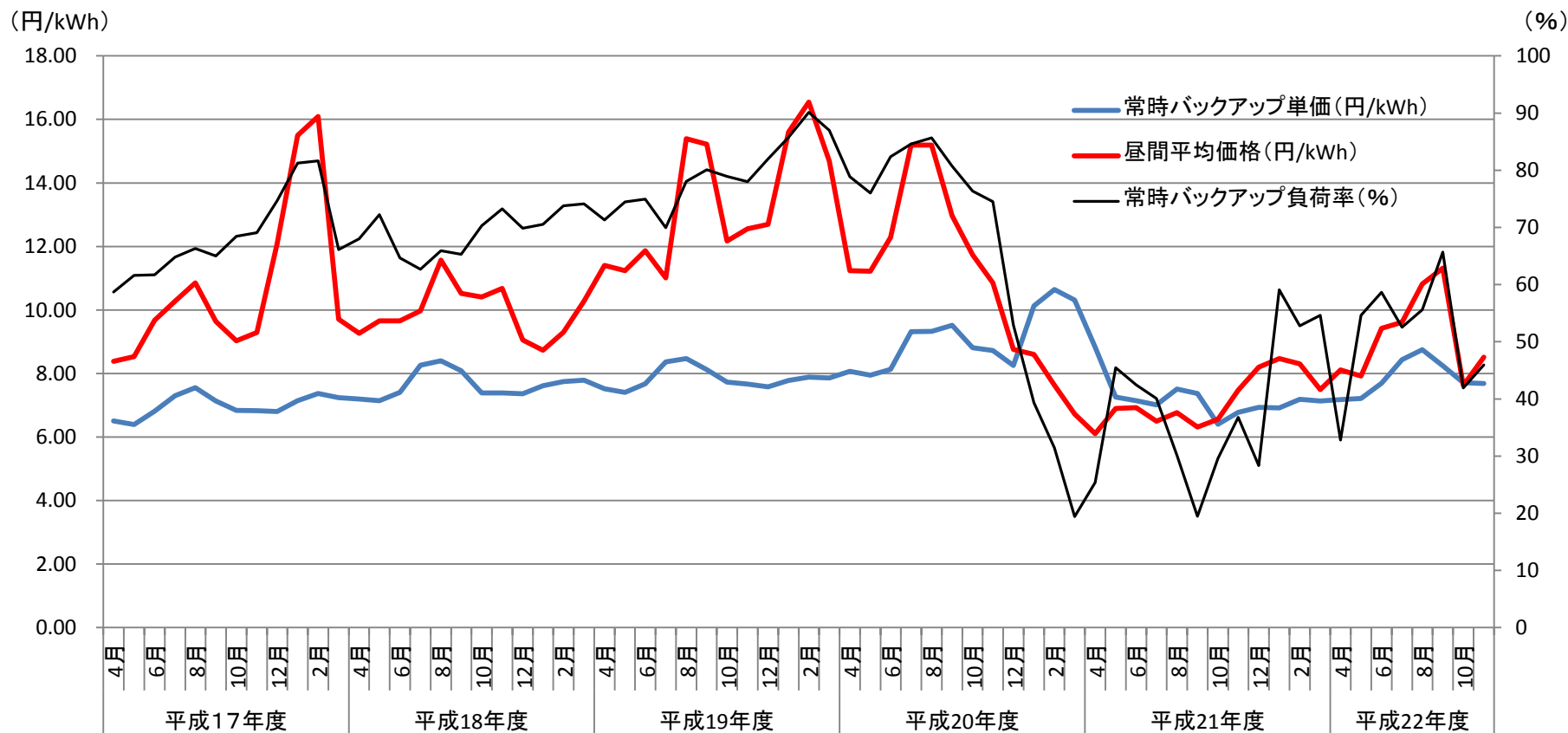


2-4. 常時バックアップの利用状況(スポット取引との関係)

- 常時バックアップ単価は、燃料費調整の影響で上下するものの、スポット取引価格のような日々の変動は存在しない。
- 卸電力取引所のスポット取引価格との関係では、常時バックアップ単価が取引所の価格と比較して安いときは負荷率が高く、逆に高いときは負荷率が低下する傾向にある。

* PPSは、負荷率が低く、昼間の電力需要が高い業務用需要に対する販売電力量が多いことを踏まえ、卸電力取引所のスポット取引価格のうち、昼間(8～22時)平均価格の推移を、常時バックアップ単価(従量料金)と比較した。

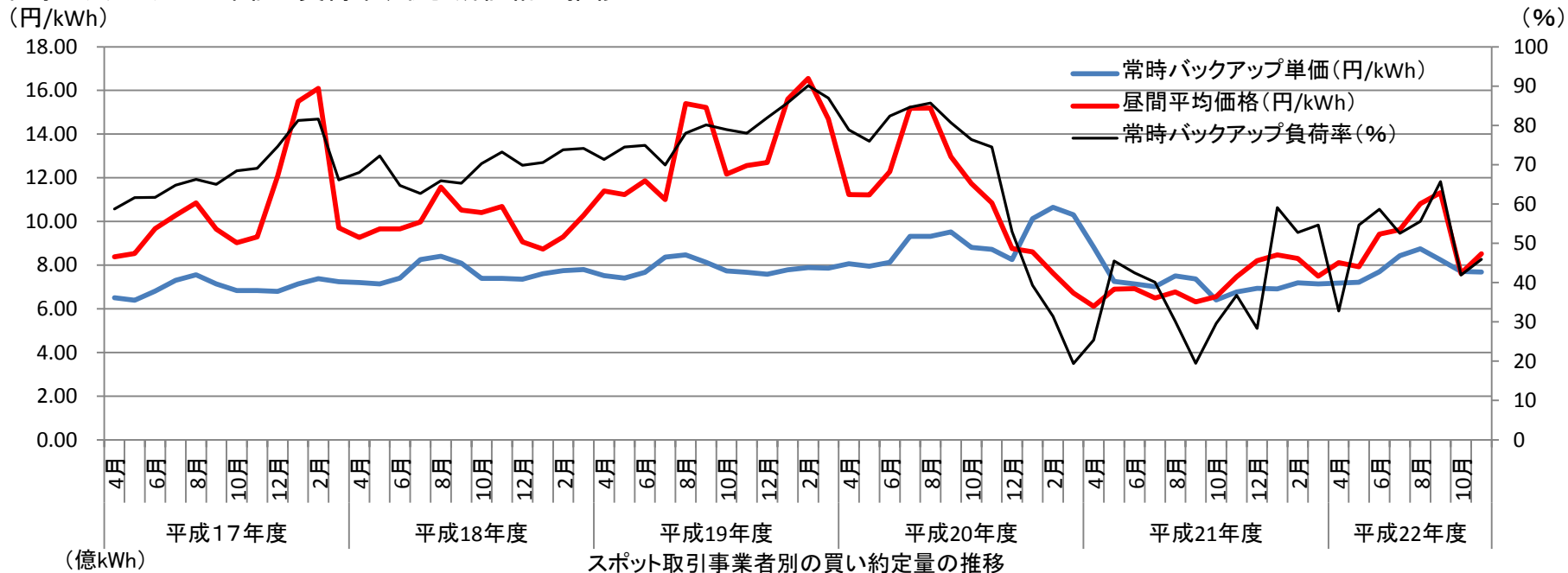
◎常時バックアップの単価と負荷率、取引所価格の推移



2-5. 常時バックアップの利用状況(スポット取引約定量との関係)

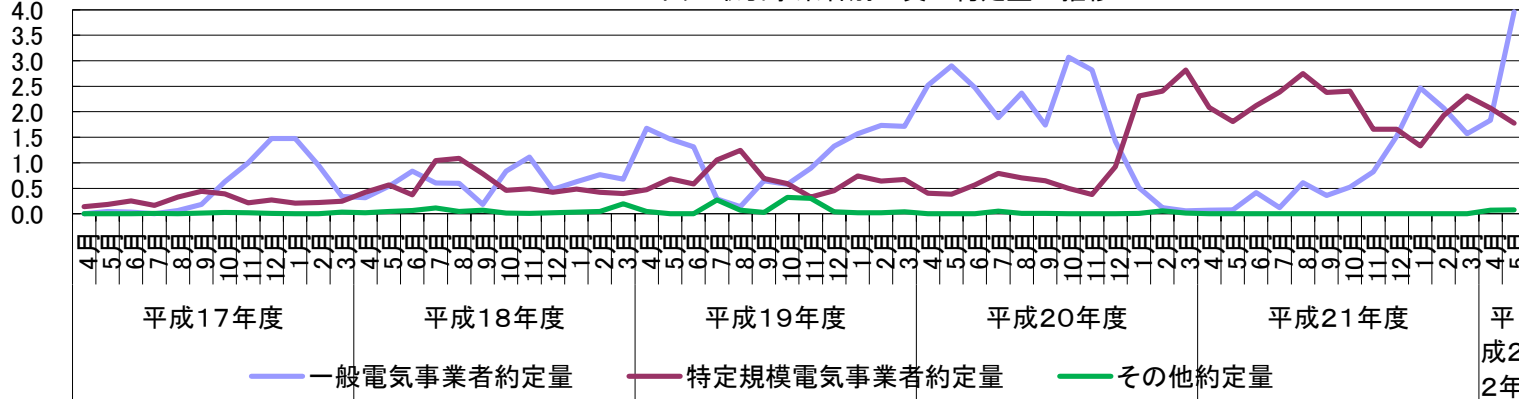
- 卸電力取引所のスポット取引におけるPPSの買い約定量は、常時バックアップ単価よりスポット取引価格が低くなって以降、増加している。
- 平成20年12月頃から、常時バックアップの負荷率の低下とPPSのスポット取引の買い約定量の増加が連動するような傾向がみられる。

◎常時バックアップの単価と負荷率、取引所価格の推移



(億kWh)

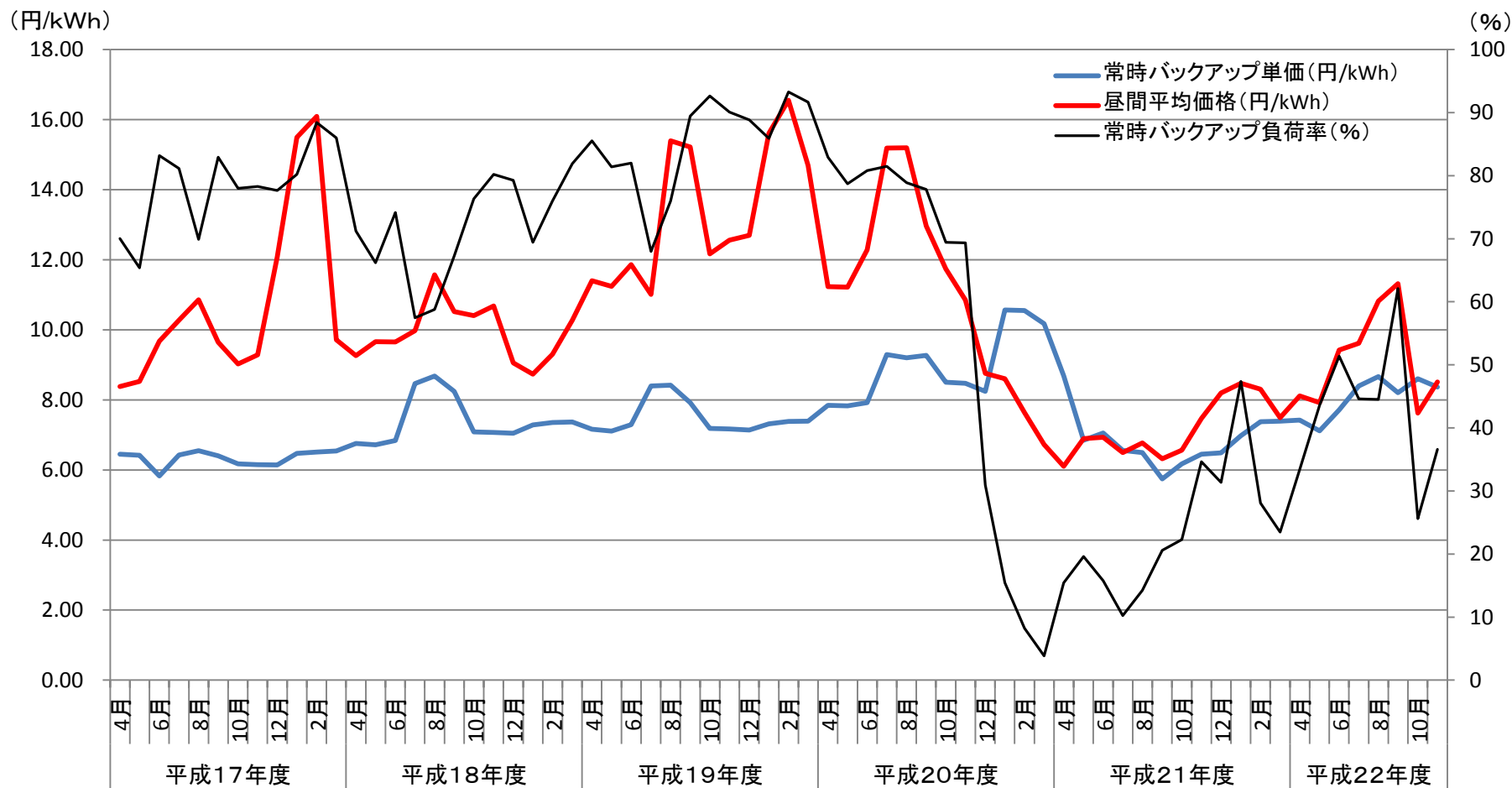
スポット取引事業者別の買い約定量の推移



2-6. 常時バックアップの利用状況(卸電力取引所の開設以降に参入したPPSの状況)

○卸電力取引所が取引を開始して以降に事業を開始し、常時バックアップの供給を受けるPPSについても、常時バックアップ単価よりスポット価格が下回ると常時バックアップの負荷率が低下し、上回ると負荷率が增加する傾向にある。

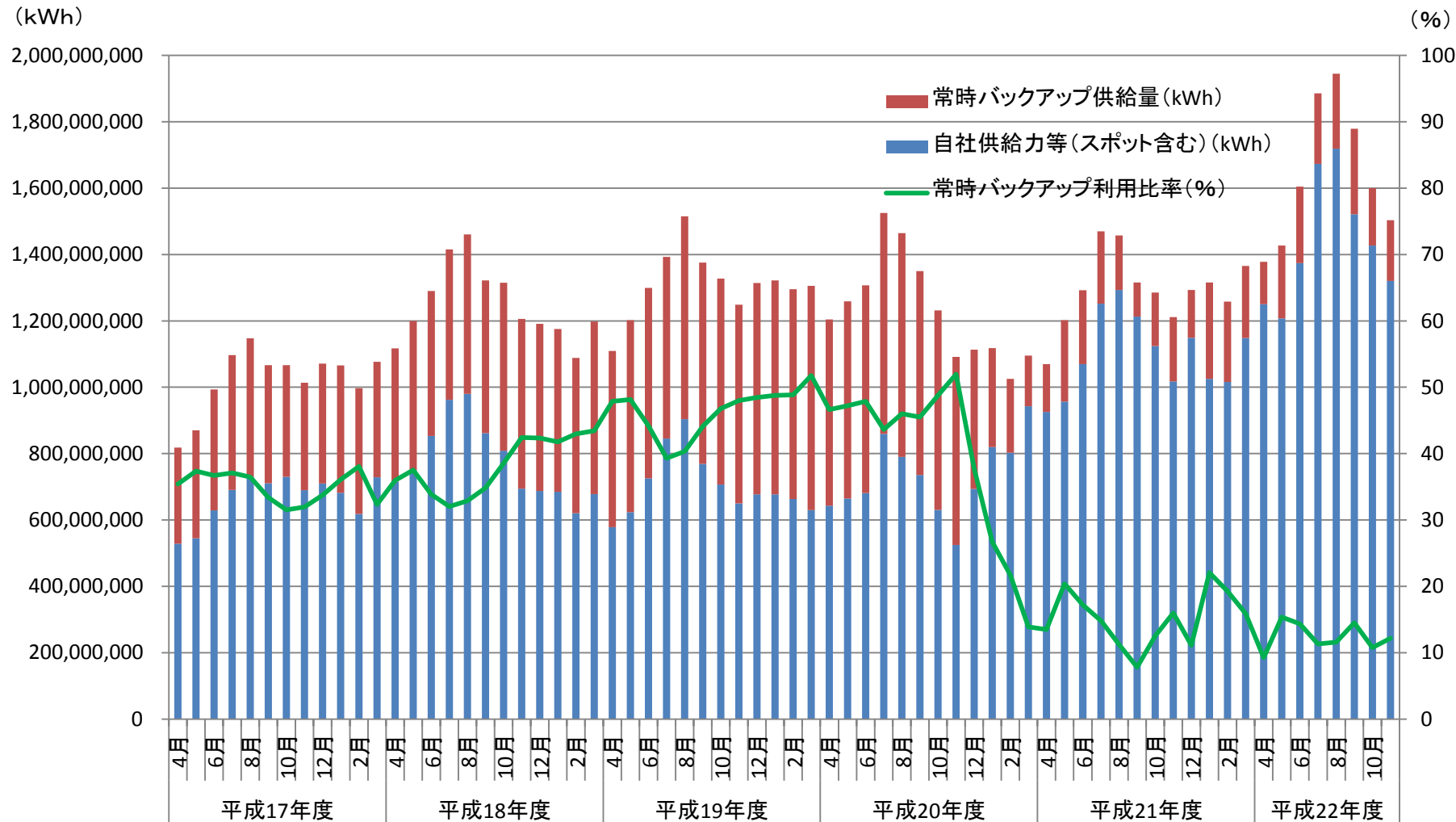
◎常時バックアップの単価と負荷率、取引所価格の推移



2-7. 常時バックアップの利用状況(年度)

○常時バックアップを受けるPPSの、販売電力量に対する常時バックアップ受給電力量は、平成20年半ばまでは平均で30から50%程度であったが、平成21年度からは概ね20%を下回って推移している。

◎販売電力量に対する常時バックアップ供給電力量の比率
(kWh)



※自社供給力等は、需要(発受電月報上の特定規模需要)と常時バックアップ供給量の差

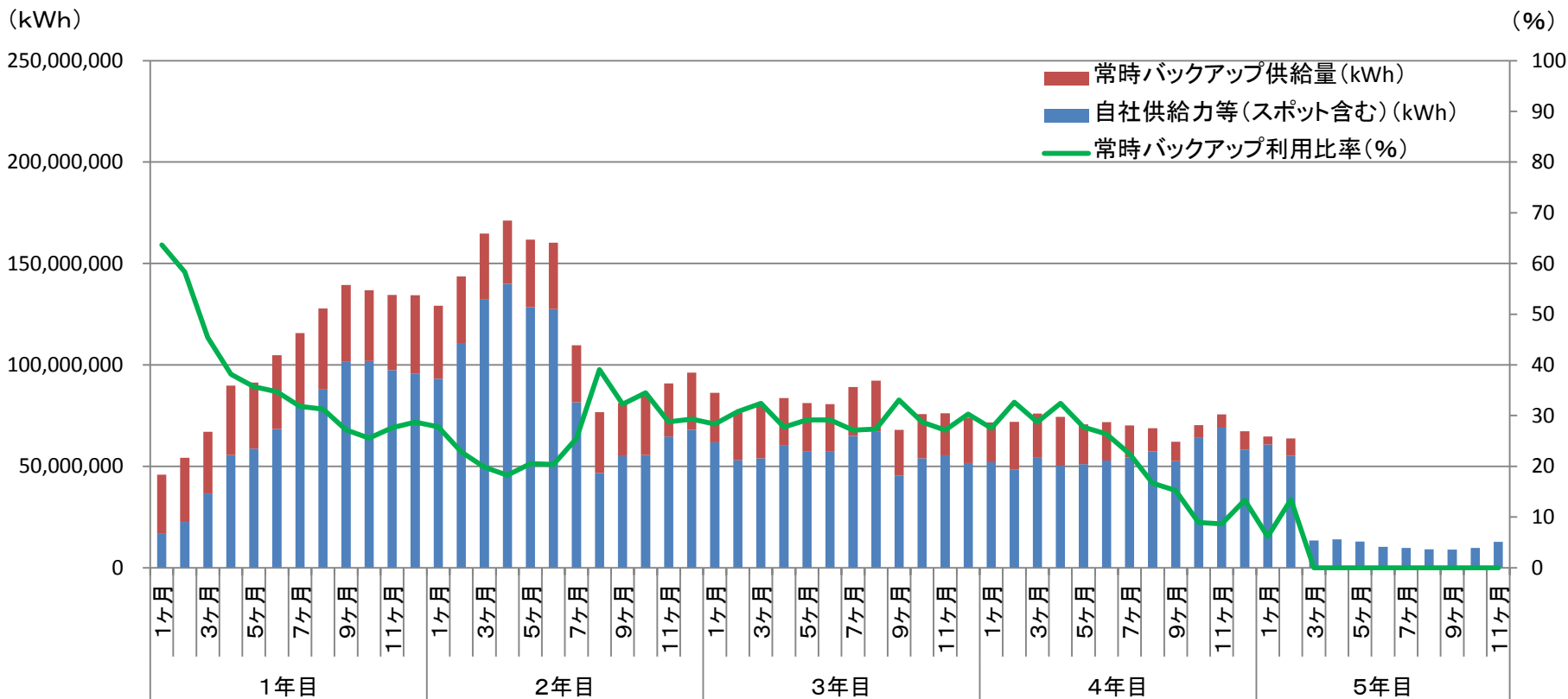
2-8. 常時バックアップの利用状況(参入年)

○卸電力取引所が取引を開始した以降に、利用可能なデータに基づき、PPSの常時バックアップの受給について、販売電力量に対する常時バックアップ受給電力量の推移(常時バックアップの受給初年からの推移)がどのように変化するのか分析した。

○常時バックアップの受給を受け始めてから3年目までは、概ね30%程度の比率で利用しているが、4年目には20%程度まで低下している。

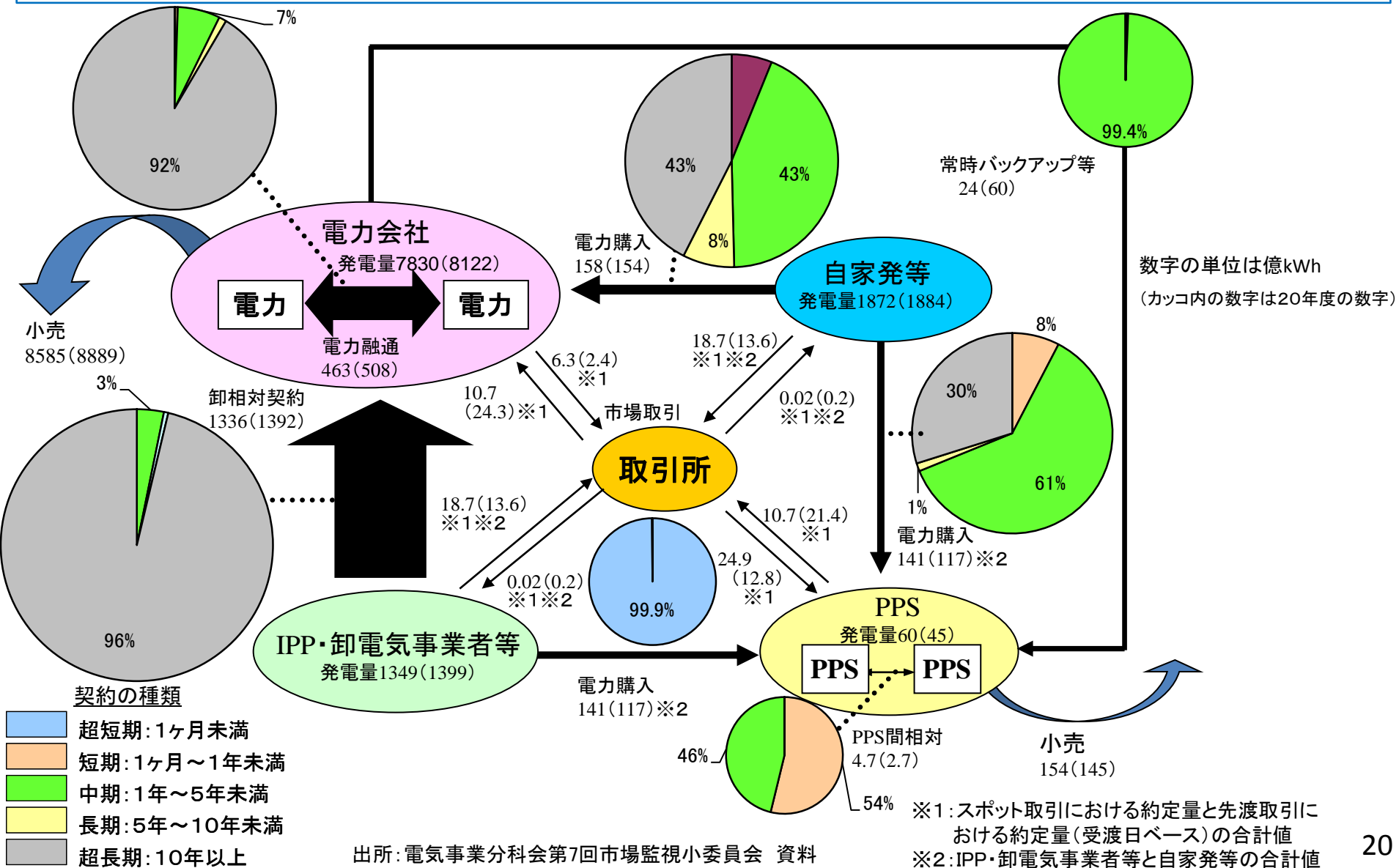
○参入して5年を経過しているPPSのデータが少ない点に留意が必要である。

◎販売電力量に対する常時バックアップ受給電力量の比率



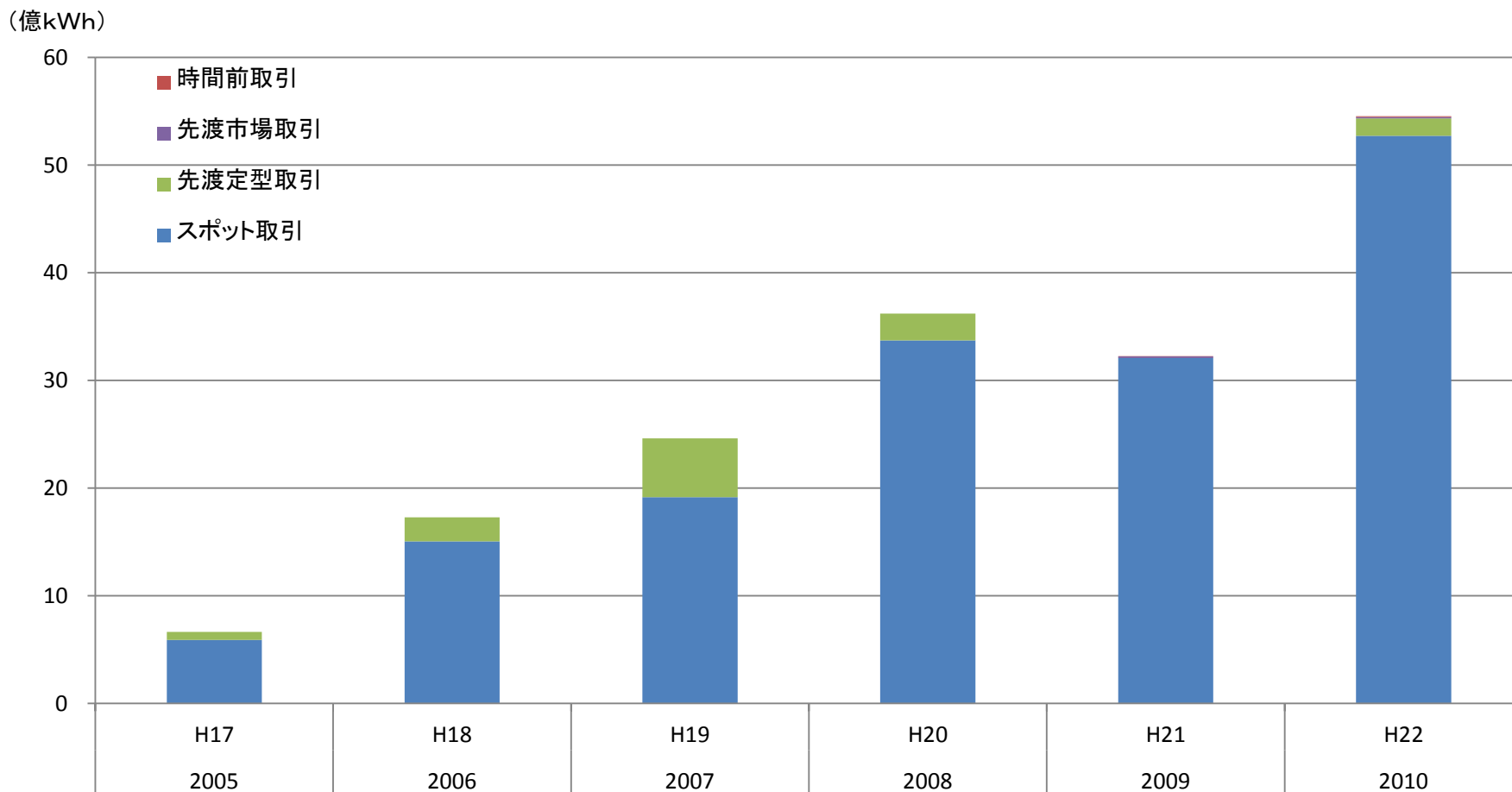
2-9. 卸電力市場の状況について(平成21年度)

○卸電力市場においては、一般電気事業者による長期の相対取引が大部分を占める構造に大きな変化は見られないが、自由化の進展に伴い、卸電力取引所での取引やPPSによる相対取引など卸電力の取引形態は多様化している。



2-10. 卸電力取引所における取引量の推移

- 常時バックアップから、卸電力取引所への移行については、取引所における取引に十分な厚みがあることが必要とされているところ。
- 卸電力取引所における取引量は、堅調に増えており、平成22年の卸電力取引所における取引量は、平成21年の取引量の1.7倍程度になるなど、取引所における取引の厚みは増してきている。
- ただし、そのうち大部分をスポット取引が占めており、先渡取引の実績は少ない。



3. 一般電気事業者間の二者間融通の検証について

【経緯】

○昨年7月に開催された電気事業分科会市場監視小委員会において、一般電気事業者間の相対取引と卸電力取引所の活用とに関する論点を提示(非公開)し、一定の相対取引事例について、行政が事後的に検証するプロセスを検討していくことが必要ではないかといった議論があった。

【検証を行う趣旨】

- 電源の販売、調達手段として電気事業者等が容易にアクセスできる卸電力取引所は、開設後5年が経過しているものの、電力取引による指標価格の形成と、事業者のリスクマネージメントのための機能をさらに向上させるとともに、取引の厚みを増していくことが必要である。一般電気事業者・発電事業者・PPSからは、過去に電気事業分科会において各々積極的に卸電力取引所の取引を活用する旨の表明がなされたところであり、各事業者の積極的な活用を期待するとともに、特に、発電容量で圧倒的なシェアを有する一般電気事業者は、卸電力取引所の取引の流動性を向上させるため、取引量増加に向けて相応に努力していくことが期待されている。
- 一般電気事業者間の二者間融通について、安定供給を踏まえつつも、卸電力取引所活用の可能性が考えられる場合には、引き続き活用の検討がされていくことが望ましいことから、一般電気事業者の経営の自主性を尊重しつつ、卸電力取引所の存在を前提に、経済合理性に配慮した行動が取られているか、検証を行っていくことが必要ではないか。

【検証内容(案)】

- 電気事業法第2条の卸供給に該当しない一般電気事業者間の短期的融通を対象とする(事故時における緊急かつ突発的な供給や、発電所建設に対し共同出資をする供給等は除外する。)。
- 検証対象となる契約の抽出を行い、当該契約を締結している一般電気事業者から、個々の契約に関してヒアリングを実施。
- 一般電気事業者間の契約は個別企業の秘密情報であるため、検証結果の公表方法に配慮する必要はあるものの、結果の概要に関しては、例えば電気事業分科会市場監視小委員会へ定期的に報告を行うこととしてはどうか。

4. 卸供給事業者(IPP)の契約更新時における発電事業者側の選択肢について

- 平成7年の第一次電気事業制度改革において、電源調達に対する入札制度が創設されたことにより、一般電気事業者は入札条件等を実施要領として公表し、公募による入札を行うことが可能となり、落札した卸供給事業者(IPP)が電気の供給を行った。契約受給期間は、15年程度の長期契約が一般的であり、契約更新のための協議の時期を迎えつつある。
- この入札後、電気事業を取り巻く環境は大きく変化し、平成12年度に小売電力市場が自由化され、その範囲が順次拡大されるとともに、平成17年度に電源の調達先として卸電力取引所が開設されたところである。これにより電力市場における電源調達手段、供給手段は多様化するとともに、より経済性等を重視して取引を行うことも可能な状況となっている。
- このような現在の状況からすれば、IPPの契約更改において、卸供給事業者側にも供給先の選択肢が開かれていることが、公平な競争条件確保の観点から重要である。
- このようなことから、経済産業省では、卸供給契約書においてIPPは選択肢が確保されているかについて、一般電気事業者を確認を行ったところ、以下の回答があった。
 1. 契約量を超える部分を拘束することはあり得ない。
 2. 契約期間終了後のIPPの意向、行為を拘束することはあり得ない。
 3. また、IPPが行う他社との交渉に対する自由を拘束することもあり得ない。
- したがって、IPPは現契約の更改において、従来の契約量の全部又は一部の電気を、引き続き従来の一般電気事業者へ卸売りすることはもちろん、他の一般電気事業者へ卸売りを行うこと、PPSへ卸売りを行うこと、卸電力取引所を通じて卸売りを行うこと等、IPPの判断で自由に電気の供給先を選択することは可能であることが確認できたため、昨年7月に開催された電気事業分科会市場監視小委員会に報告し、引き続き今後の動向を注視することとした。

5. 卸電力市場における電力調達について

- 卸電力市場における流動性の向上や競争の活性化は、小売市場の活性化に資すると同時に、全国規模での供給力の有効活用となって安定供給にも資することから、発電事業者の卸売先やPPSの電源調達手段について実質的に拡大されることが望ましい。また、需要家の選択肢が確保されるためには、供給区域の一般電気事業者以外の小売事業者の電力調達が容易であることが必要であると考えられる。
- かかる観点からは、卸電力市場の売り手の主体的行動が一層尊重されることが重要ではないか。例えば、一般電気事業者は、売り手が既存契約において期限付きで発電電力の一部を卸電力取引所やPPSに販売している場合において、取扱いの継続を売り手から希望された場合には、安定供給に支障が出るなどの正当な理由が無い限り、これに応じるなどの適切な対応をすることが望まれるのではないか。
- 卸電力市場の全ての売り手が、経済性の観点を含む、主体的な判断により卸売先を選択し得ることが必要ではないか。その上で、「適正な電力取引についての指針」によって今後の動向を注視していくことが適当ではないか。

6. 卸電力市場の活性化に関する論点

- 卸電力市場における流動性の向上や競争の活性化は、その電力を調達して小売事業を行う一般電気事業者及びPPSの直接的な競争を通じて小売市場の活性化に資すると同時に、一般電気事業者が直接小売分野で競争を行っていない場合においても、卸電力市場における間接的な競争をもたらす効果があり、また、全国規模での供給力の有効活用として安定供給にも資すると考えられるのではないかと。
- 需要家の選択肢が確保されるためには、供給区域の一般電気事業者以外の小売事業者の電力調達が容易であることが必要ではないか。かかる観点からは、卸電力取引所の活性化はもちろんのこと、PPS等がそれ以外の手段により円滑に電源調達を行うことが実質的に確保されていること(卸電力市場全体の流動性向上)が必要と考えられるが、それが可能な状況となっているか。その際、例えば、需要家の負荷率の違いに応じた小売市場の競争状況も踏まえた評価・検討を行うことも考えられるのではないかと。
- エネルギー基本計画においては、「当面の目標として、年間約30億kWh(2009年)に留まる取引実績を、常時バックアップからの移行も含め、3年以内に2倍程度に引き上げる」こととされているが、スポット取引及び先渡取引の更なる活性化に向け、改善できる点はないか。
- 常時バックアップについては、PPSの供給力が不足している場合に、一般電気事業者から卸売の供給を受けることが前提となっているところ、常時バックアップの趣旨とその利用状況等を踏まえ、適当な制度設計となっているか。また、エネルギー基本計画の目標や、新規参入者への配慮という制度趣旨も踏まえつつ、取引所への移行を含めて、今後の在り方について、どのように整理すべきか。
- 時間前市場については、概ね所期の目的を達成していると評価できるものの、市場の土日開設等の要望がある中で、改善すべき点はあるか。また、現在、卸電力取引所においては、取引所活性化特別委員会の議論を受けて、発電事業者間のバランシンググループの試行について検討がなされているところである。当該試行の円滑化に向けて、所要の環境整備を行うことが適当ではないか。その上で、時間前市場の補完機能としての意義を見いだすことができるのであれば、卸電力市場の機能強化のためのインフラとして捉えるべきではないかと。
- その他、卸電力市場の活性化のために対応すべきことはないかと。